

公 示 日 : 2021 年 4 月 28 日

調達管理番号 : 21a00106

国 名 : ケニア

担 当 部 署 : 経済開発部農業・農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名 : ケニア国乾燥・半乾燥地域における食と栄養改善を通じた気候変動適応力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析／組織連携）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析／組織連携
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2021 年 6 月下旬から 2021 年 8 月下旬
- (2) 業務 M/M : 現地 0.87M/M、国内 0.65M/M、合計 1.52M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
8 日	26 日	5 日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
- (3) 提 出 期 限 : 5 月 26 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
 - 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評 価 結 果 の 通 知 : 2021 年 6 月 8 日 (火) までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選

考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務	各種評価調査、複数組織が関連するプロジェクトの形成・運営に関する各種調査
対象国／類似地域	東アフリカ地域／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。
- (2) 必要予防接種：特になし。但し、黄熱流行国であり、事前の予防接種を奨励します。

6. 業務の背景

ケニア共和国（以下「ケニア」という）では、全国土の8割を農耕に不向きな乾燥・半乾燥地域（ASAL：Arid and Semi-Arid Lands）¹が占めている。同地域はもともと降雨量の少ない厳しい自然環境下であるが、近年ではさらに気候変動（干ばつ、洪水など極端な気象現象）によって、慢性的な食料不足（国内生産量の減少・不安定化、価格高騰等の食料アクセス低下を含む）や水不足が発生している。ケニアはGlobal Huger Index（2019）において世界117か国中87位であり国民の栄養状態は深刻とされているなかで、干ばつ等気候変動に脆弱なASALにおける栄養不良状況はケニア国内で深刻な課題となっている。特に、乾燥地に属するトゥルカナ郡では5歳未満児の急性の栄養不良を示す消耗症の割合（Wasting率）がケニア平均4%に対し24%、半乾燥地に属するキツイ郡では5

¹ 乾燥地は年間降雨量150-550mm、半乾燥地は年間降雨量550-850mmの地域。

歳未満児の慢性的な栄養不良を示す成長障害の割合（Stunting 率）がケニア平均 26%に対し 46%であり²、最も深刻な状況となっている。

栄養不良は人の健康状態だけでなく、それに伴う肉体、認知能力の低下による学習到達度や労働生産性の低下にも関連しているとされ、栄養不良による疾病に伴う医療費の増加などと合わせ、国の経済・社会開発にも影響を及ぼす問題とされている³。そのため、ケニア政府は食料と栄養の安全保障を国家長期開発計画（Kenya Vision 2030）及び第三期中期開発計画（2018 年～2022 年）に掲げ、同国の GDP の 33%と地方部人口の 70%が従事する農業セクターと国民の栄養改善に取り組んでいる⁴。さらに、同国は 2016 年 8 月にナイロビで行われた TICAD VIにおいて立ち上げられた「食と栄養のアフリカ・イニシアチブ（IFNA: Initiative for Food and Nutrition Security in Africa）」の重点国の一つとして、農業・食料の側面からの介入を重視する栄養改善を促進している。

かかる状況をふまえ、ケニア政府は栄養課題が最も深刻であるケニア最北部のトゥルカナ郡（ナイロビから北へ約 600km）とケニア東南部のキツイ郡（ナイロビから東へ約 180km）を対象地とする「乾燥・半乾燥地域における食と栄養改善を通じた気候変動適応力強化プロジェクト」（以下、「本事業」）の実施を我が国に要請した。栄養不良の直接的な原因は不適切な食事摂取と疾病であり、食料アクセス、母子へのケア、保健サービスと水衛生の不備がその背後の原因とされている⁵。本事業は、乾燥地帯に属するトゥルカナ郡と半乾燥地帯に属するキツイ郡において、各対象地帯の独自の自然環境や社会文化的背景を踏まえ栄養課題の背景要因を分析し、農業・食を通じた不適切な食事摂取の改善、保健、水・衛生等の改善も含む乾燥・半乾燥地域における効果的な栄養改善アプローチの確立を図るものである。

本詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

栄養改善のためには、農業、水衛生、保健、教育等の多くの分野をまたがる横断的かつ包括的な取組が必須であるが、特にケニアは地方分権化が進んでいることから、本事業の実施には、中央政府の多数の省庁及び郡政府内の多数の省庁との連携が必要となる。さらに、既に多くの援助機関や NGO 等が栄養改善に取り組んでいるため、既存の成果や教訓を活用し、如何に JICA 及び本事業の価値・優位性を見出せるかが肝要である。そのため、本業務従事者は、他の既存事業を

² 出典：Initiative for Food and Nutrition Security in Africa (IFNA) Kenya County Strategy for Action (ICSA), 2019

³ 出典：The Global Nutrition Report, 2017

⁴ Agriculture Sector Transformation and Growth Strategy (ASTGS), 2019

⁵ Conceptual framework for undernutrition (UNICEF 1990)

参考にしつつ、本事業の協力枠組み策定と連携・協働すべく組織や介入のエントリーポイント等を整理・検討し、本調査結果に係る取り纏めを行う。また、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、必要であれば適応オプションを検討する。

7. 業務の内容

新規プロジェクト詳細計画策定調査として技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の業務従事者や調査団員として派遣される JICA 職員と協力・調整しつつ、新規プロジェクト協力計画合意形成のために必要な調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2021年6月下旬～7月上旬）
 - ① 要請背景・内容、関連情報（要請書・各種調査報告書、ICSA⁶、我が国及び他ドナーの協力状況・成果等）をレビューし、担当分野にかかる調査項目を整理・分析のうえ提案する。また、不足している情報は可能な限り事前に収集し、既存調査内容と重複が生じないように調査計画を検討する。
 - ② 協力計画策定及び事前評価のために現地で収集・整理すべき情報を検討し、他業務従事者と協力のうえ調査方針・計画（案）を提案する。
 - ③ 調査対象者リスト及び調査項目(案)を作成・提案する。必要に応じ、ケニア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成し、JICA 本部に提出する。なお、質問票の配布作業等は JICA ケニア事務所を通じて実施することを想定しているが、配布から回答収集までに2～3週間程度は要することから回答優先度を見極めて作業する等、現地側での作業時間（協力依頼～質問票配布～回答～収集）を考慮して作業を進める。
 - ④ 評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、他の業務従事者と協力のうえプロジェクトの PDM（Project Design Matrix）案（和文、英文）、PO（Plan of Operation）案（和文・英文）及び事業事前評価表（案）を検討し、仮案を提案する。その他対処方針会議資料や現地協議用資料等の作成に協力する。
 - ⑤ 各種会議（調査団内の打合せ、先方政府とのオンライン会議（状況に応じて）、対処方針会議等）に参加する。

⁶ IFNA Country Strategy for Actions：IFNAがサポートする国別の栄養改善のためのアクションプラン。各国で特定される栄養分野における重点課題、重点対象地域に対し、その改善に向けた方針、介入内容等が記される。ケニアは2019年に策定済みである。

- (2) 現地業務期間（2021年7月上旬～7月下旬）
- ① JICA ケニア事務所等との打合せに参加する。
 - ② ケニア側関係者に対して調査の目的・方法・手順等について説明を行い、ケニア側関係機関との協議及び現地調査に参加する。
 - ③ 担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。想定内容は以下のとおりだが、既存調査結果報告も踏まえ、具体的な内容及び追加項目をプロポーザルにて提案すること。なお、2021年3月に実施したIFNA基礎調査にて一通り情報は得ているため、本調査では具体的な協力内容を策定するための情報を収集する。特に関係機関が多岐にわたる中で実効性のある協力枠組みをどう構築するかについて検討する。
 - (ア) 既存の栄養改善に取り組み内容や比較、教訓等（特に実施体制、制度・組織面、予算面、成果指標等）
 - (イ) 中央政府及び郡政府における関連の開発計画・政策・制度との整合性、本事業が貢献・寄与する事項の整理（特にASAL省、農業省、保健省の関係に留意）
 - (ウ) 本事業に関連する中央政府及び郡政府関係省庁・行政機関の体制（栄養改善の取組に係るアプローチ・役割、庁横断的な取組の実情、人員・組織体制、予算（計画・予算の策定プロセスおよび最終的な予算配分の決定者は誰になるのか）等）
 - (エ) 本事業の主務省庁である分権ASAL省や対象郡政府毎に連携・協働すべくフォーカル省庁の調整機能
 - (オ) 中央及び郡政府レベルの栄養改善に係る委員会や会合の実情（運営体制、開催頻度、課題、決定事項、参加メンバー機関と参加者レベルと影響度、本事業の参画や活用度等）
 - (カ) 可能な範囲で気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価と本事業が取り得る適応策の検討
 - (キ) 介入のエントリーポイント、行動変容を促す際の留意点等
 - (ク) 本事業実施に当たってのリスク
 - ④ 他団員と協力し、各面談の議事録を作成する。
 - ⑤ 国内準備並びに現地調査・協議結果に基づき、本事業の全体構想（本事業の実施体制、機材供与等 R/D 記載事項）を、他団員と相談のうえ、検討する。
 - ⑥ 調査・協議結果及び相手国関係機関等のコメントを踏まえ、PDM・PO案（和文・英文）、及び M/M 案（英文）と R/D 案（英文）の作成に協力する。特に、PDM 案の成果指標の設定について、主担当としての検討及

び取りまとめを行う。

- ⑦ 実施機関等に対する R/D 案を含む M/M 案の協議に参加し、必要に応じて内容の説明を行い、必合意形成を支援する。
- ⑧ 現地調査結果報告の作成に協力し、JICA ケニア事務所等への報告会に参加する。

(3) 帰国後整理期間（2021年8月上旬～8月中旬）

- ① 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② 担当分野に係る調査結果報告書（案）、事業事前評価表（案）、リスク管理シート（案）の作成に協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) 業務完了報告書

2021年8月18日までに提出。

次の①を簡易製本1部及び電子データ、②を電子データにて提出すること。「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」に基づき作成する。

- ① 詳細計画策定調査報告書（評価分析／組織連携）（和文）
なお、他の業務従事者による報告内容との大幅な重複は避けること。
- ② 議事録や質問票回答含む調査過程で用意・収集した最終版資料一式

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みません（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本東京⇄ドーハ/ドバイ⇄ケニアを標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2021年7月6日～7月31日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 2 週間程度先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 栄養改善 (JICA が別途契約する業務従事者)
- エ) 評価分析／組織連携 (本業務従事者)

※なお、現地調査には同行しないが日本国内から遠隔で技術支援する IFNA 関連団員 (JICA) も想定している。

③ 便宜供与内容

JICA ケニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上：なし (英語。現地語の通訳が必要な場合は別途アレンジします。)
- オ) 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：ホテル等での作業を基本とし、必要に応じてケニア事務所の会議室を提供します (ネット環境完備)。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ (Eメール：edga2@jica.go.jp) にて配布します。

- ・要請書
- ・既存参考情報 (ICSA、IFNA 基礎調査報告 (案)、ケニア政府文書等)

② 本業務に関する以下の資料が JICA ウェブサイトで公開されています。

- ・ JICA 事業評価における評価基準・手続き
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>
- ・ JICA による栄養改善の取組
<https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/index.html>
- ・ ケニア栄養プロファイル (2020年3月16日更新)

https://www.jica.go.jp/activities/issues/nutrition/ku57pq00001pa078-att/nutrition_profile_kenya.pdf

- ・ Preparatory survey for the initiative for food and nutrition security in Africa (IFNA) : harnessing multi-sectoral synergies for nutrition improvement : final report
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000038542.html>

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール

・ タイトル : 「配布依頼 : 情報セキュリティ関連資料」

・ 本文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。

(3) その他

- ① プレゼンテーションはありません。
- ② 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ③ 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ケニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」 (<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に

業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上